

令和7年11月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年11月5日(水) 午後1時30分から午後2時22分

2. 開催場所 庁舎2-6会議室

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
9番 大屋博幸	11番 北島英文
12番 江里口勇	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

10番 古賀榮一	13番 秋丸政光
----------	----------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

第6号議案 非農地判断について

第7号議案 小城市農業の振興に関する計画(案)に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆 副局長兼庶務係長 真子祐輝

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さんこんにちは。まだ時間前ですがけれども、皆さんおそろいでございますので、ただいまから始めさせていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>本日は令和7年11月の農業委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、開会に当たりまして江里口会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。今日はお忙しい中お集まりいただきいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>稲刈りも、おおむね私たちの地域はさばけていると思っております。</p> <p>首相が替わりまして、米は石破総理のときから増産と言われましたけれども、今度はまた通常の、以前と一緒のように戻るといふふうなことで、農業情勢もころころ変わっておりますけれども、やはり価格安定のためには致し方ないところもあるのかなと思っております。でも、後継者が残るようにするためには、やはり今のような高価格が維持できたらと思っておりますので、そういう方向づけを、私たちも農業委員をしておりますので、運動をしていかにやいかんのかなと思っております。</p> <p>そしてまた、12月には30年間続いた暫定税率の廃止ということで、農業者にとっては、軽油も含めまして25円弱下がりますので、たくさん使われる大規模農家の方には朗報じゃないかと思っております。</p>
事務局	<p>今日は議案がたくさんございますので、皆さん方の御協力をいただきまして、スムーズに進行できるように努力をいたしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、10番古賀委員、13番秋丸委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>出席委員は12名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまから令和7年11月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。</p> <p>5番井手委員、7番江頭委員をお願いいたします。</p> <p>また、議案に対して質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は1ページから2ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は6件です。</p> <p>まず、申請番号1について説明をいたします。</p> <p>議案の資料は1ページから13ページまでです。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p>

議 長	<p>この案件の場所は三日月町内にあります農地で、申請理由は親子間での所有権の移転です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>資料は14ページから29ページです。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所につきましては三日月町内にある農地で、申請理由は親子間での所有権の移転です。</p>
議 長	<p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料のほうは30ページから36ページです。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は小城町寺浦地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。</p>
議 長	<p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>資料は37ページから42ページです。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号4について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所につきましては小城町出分地区にある農地で、申請理由は、譲受人が申請地の東側に居住をされており、家庭菜園を始めるためでございます。</p>
議 長	<p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認すること</p>

に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号5でございますけれども、私のほうが関与をいたしておりますので、局長のほうが議長を代行いたしますので、よろしくお願いいたします。

(14番 江里口委員 退室)

(議長交代)

議長代理
事務局

次に、申請番号5について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号5について説明をいたします。

議案資料は43ページから49ページです。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所につきましては小城町原田地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。

以上となります。

議長代理

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。

議長に改めて進行を交代したいと思います。

(14番 江里口委員 入室)

(議長交代)

議長
事務局

次に、申請番号6について事務局から議案の説明をお願いいたします。

申請番号6について説明いたします。

資料は50ページから55ページです。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所につきましては小城町郷ノ木地区にある農地で、申請理由は、譲受人さんが申請地の西側に居住されておまして、家庭菜園を始めるため農地を取得したいとのこととです。

説明は以上です。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。

議案書は3ページを御覧ください。

本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件です。

申請番号1について説明をいたします。

資料は56ページから60ページです。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は三日月町甲柳原地区の集落に接続した農地で、転用目的は農業

事務局

用の通路です。

被害防除対策ですが、農地部分を30センチ盛土されまして周囲の高さに合わせるといことです。排水計画ですが、雨水は地下浸透、生活雑排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。

以上です。

議 長

この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

3 番

事前調査報告をいたします。

申請者、申請農地、転用目的については事務局の説明のとおりです。

調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断します。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水について、通路に使用されるため生活雑排水はなく、雨水排水は地下浸透ということで、周辺農地への影響はないと思います。

ホ、その他の特記事項について、令和7年10月27日に現地確認済みです。

以上、御検討よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は4ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件です。

まず、申請番号1について説明をいたします。

資料は61ページから66ページです。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は芦刈町道免地区の集落に接続した農地で、転用目的は、建設会社の資材置場が不足しているため拡張したいとのこと。

被害防除対策ですが、盛土をされますが、コンクリートブロックにより土留めをされます。排水計画ですが、雨水は東側にある道路側溝へ排水されます。生活雑排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。

以上です。

議 長	この案件については8番釘本委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
8 番	<p>今、事務局から説明されたとおりで、調査の結果です。</p> <p>調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できます。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であります。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は東側水路へ排水、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できます。</p> <p>令和7年10月27日に現地確認済みです。</p> <p>令和7年11月5日、農業委員、釘本勝です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明いたします。</p> <p>資料は67ページから72ページです。</p> <p>(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は三日月町甲柳原地区にある農地で、転用目的は、住宅地として適地であるため住宅9戸を建築したいと申請をされています。</p> <p>被害防除対策ですが、盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水については集水して東側道路側溝へ排水されます。生活雑排水は合併浄化槽で処理した後に雨水と同じ経路で排水をされます。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
3 番	<p>農地法第5条申請事前調査事項をいたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的については、今事務局の説明のとおりです。</p> <p>調査事項、イ、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると思われます。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思えます。</p>

議 長	<p>ニ、被害防除施設・用排水の検討については、生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、また、雨水排水についても東側道路側溝へ放流するという事で、周辺農地への影響はないと思われま。</p> <p>ホ、その他の特記事項については、令和7年10月27日に現地確認済みです。以上です。御検討よろしくお願ひします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願ひします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願ひします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は73ページから80ページです。</p> <p>(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は小城町寺浦地区にある農地で、転用目的は、現在の住まいが手狭になったことから、実家に近い申請地に住宅を建築したいと申請をされました。</p> <p>被害防除対策ですが、盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水については集水して西側水路へ排水されます。生活雑排水は、合併浄化槽で処理した後に西側水路のほうへ排水をされます。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>この案件については11番北島委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。</p>
11番	<p>それでは、調査事項について報告します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。</p> <p>調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。</p> <p>計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できます。</p> <p>実現確実性の判定について、転用する必要が認められ、目的を実行されることは確実であると思われま。</p>
議 長	<p>被害防除施設・用排水の検討について、雨水は西側水路へ排水、家庭内排水は合併浄化槽を通じ西側水路に排水されます。</p> <p>その他特記事項について、令和7年10月27日に現地確認済みです。</p> <p>以上よろしく検討をお願ひします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願ひします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送</p>

事務局	<p>付します。</p> <p>次に、第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は5ページから16ページです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について説明をいたします。</p> <p>今月の賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画は44件、163筆で、合計40万5,656平方メートルとなっております。</p> <p>詳細につきましては明細を御確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、御意見・御質問があればよろしくをお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手）</p> <p>全員賛成ですので、第4号議案につきましては計画書（案）のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。</p>
事務局	<p>次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は17ページから18ページですが、すみません、17ページは机の上に差替えを置いておりましたので、そちらのほうを御覧ください。</p> <p>第5号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。</p> <p>本日の審議件数は、売渡希望が3件、買受希望が1件、借入希望1件です。</p> <p>まず、売渡希望の申請番号1について説明をいたします。</p> <p>議案資料は81ページから84ページです。</p> <p>申請番号1番、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>資料は85ページから88ページです。</p> <p>申請番号2番、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認すること</p>

事務局	<p>に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は89ページから94ページです。</p> <p>申請番号3、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、買受希望の申請番号1について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号1について説明いたします。</p> <p>資料は95ページになります。</p> <p>申請番号1番、(希望農地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、借入希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、借入希望の申請番号1について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号1について説明いたします。</p> <p>資料は96ページです。</p> <p>こちらについては先月からの継続案件となっております、記載されていることについては先月と同じ内容となっております。</p> <p>委員の皆さんから御質問がありましたので、申請人の方に聞き取りを行ってまいります。</p> <p>まず、農地の借入れの目的ということなんですけれども、申出人さんはノリ養殖業をされているということで、閑散期があるということと、農業に興味があるためということで、まず、手がかかりにくい梅を栽培したいということで今回申出をされています。</p> <p>生産された梅についてどうされますかということでお尋ねをしたんですけれども、道の駅などで販売を考えていると。出荷できない分に関しては6次産業を考えているということでお話をされていました。</p> <p>梅の栽培については全くしたことがないということでしたので、佐城振興センターなどで栽培について相談をしたいということで言われております。</p> <p>それから、今回、賃貸借ということになっていますけれども、解約された場合どうなるんですかということでお尋ねをしていますが、申出人さんの都合で農地を返</p>

還するときは、梅の木を撤去して更地で返還をしますということと、あと、所有者さんの都合で返還することになった場合は、お話し合いで協議をして決めたいということでお話をされているところです。

聞き取りは以上になりますけれども、また御審議のほうをお願いしたいと思います。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第6号議案 非農地判断についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は19ページを御覧ください。

非農地判断について説明をいたします。

資料は97ページから102ページになります。

この非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市の税務課などの関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。

今回、県外の方から小城町の農地について申請がありました。

審議していただく農地は1筆で、面積が417平米でございます。

資料にあります農地については、10月2日に事務局で現地確認を行っておりますが、現地は山林化しておりますして申請地に近づくことができない状況で、農地に復元して利用することが困難な状況になっておりました。そのため、農地には該当しないと判断をしたものでございます。

農地の所在や地目、面積等は資料を御確認ください。

説明は以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第6号議案につきまして承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第7号議案 小城市農業の振興に関する計画(案)に対する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は20ページを御覧ください。

第7号議案 小城市農業の振興に関する計画(案)に対する意見についてを説明いたします。

小城市農業の振興に関する計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき小城市長から意見を求められているため、審議をしていただくものでございます。

今回は、整備計画の変更が2件となっております。

説明は別とじて配付をしております右上に第7号議案と書いているものと、それ

と、1枚めくってもらって回答案というものと、あと、ちょっと厚めの資料があるかと思しますので、こちらを御覧ください。

では、番号順に一括して説明を行わせていただきます。

回答案で見ていただくと施設番号の1番という分ですね。厚めのほうの資料が、すみません、ページがついていないんですが、8ページ目ぐらいに右上に⑥と赤で四角で囲んでいるものになります。

まず、施設番号1番ですね。

(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

今回の変更理由につきましては、住宅の建て替えに伴う進入路の拡幅ということです。

申請農地は、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、変更はやむを得ないものと判断をいたしております。

続いて、施設番号の2番ですけど、すみません、かなり飛んで、⑧と右上に書いてある最後から6ページ目ぐらいになります。

(土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

こちらの変更理由としては、隣接している事業所の駐車場が不足しているため、駐車場として利用したいということでございます。

申請農地は、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、変更はやむを得ないものと判断をしております。

以上2件の案件について、整備計画を変更することはやむを得ないと考えており、回答案のとおり意見なしとして小城市長へ回答したいと考えております。

説明は以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第7号議案について原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。

ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくをお願いします。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からよろしくをお願いします。

事務局

次回の日程ですが、まず、今月の現地調査になりますが、11月25日火曜日、1時30分からこちらの会議室です。

12月の農業委員会については12月5日金曜日、1時30分から、次回は大会議室となります。

以上です。

議 長

ほかに何かございましたら。

(なし)

ないようでしたら、以上をもちまして11月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員